



市民団体「多様な学びを共につくる・みやぎネットワーク」の皆様と仙台市不登校児童生徒・親の会有志の皆様と共に、仙台市郡市長、福田教育長へ、「**不登校の子どもたちの育成を図るための施策推進と支援のお願い**」についての要望書を提出。令和3年6月28日

仙台市内の不登校児童生徒は令和元年1877人と毎年増加傾向にあり、不登校に苦しみ悩む親子は多いにもかかわらず、当事者の思いが表面化することはなかなかありません。学校以外の学びの場の確保をうたった「教育機会確保法」の浸透や令和元年10月の文部科学省からの通知である「学校に登校することのみを目的としない」との教職員への周知と理解も、十分とはいえません。一日も早く、全ての子どもたちの多様な学びの環境を確保していただくことを願う。

- ①不登校の子どもたちの大切な居場所となっているフリースクール等と行政との連携および公的な支援
  - ▶学校が出席扱いとしているフリースクール等との情報共有
  - ▶通学する子どもたちと同等の生活（学び）が図られるために必要な財政的支援
  - ▶公的支援に相応しいフリースクール等のあり方を検討する官民協働のガイドライン構築
- ②不登校の子を持つ家庭への、学校以外の居場所（フリースクールや親の会等）の存在周知と情報提供
  - ▶不登校の子を持つ家庭の孤立化の防止
  - ▶体験会などの行事の案内を通じて交流を図ること
- ③オンラインを活用して家庭を居場所とする子どもたちへの支援整備と出席認定のしくみ作り
- ④当事者（親の会等）と行政側（教育委員会等）との連絡協議会の設置
- ⑤学校・教員の、不登校への正しい理解と教育機会確保法の周知徹底
- ⑥特例校の設置
- ⑦学校で集団健診を受けない不登校児童生徒への校外での健康診断勧奨と実施保障



### 【市長コメント】

お話を聴かせていただき、こみあげてくるものがある。発言することを事前に考えてきたが、そういうことではないと感じた。基礎自治体として仙台市の子ども達をどう見守っていくのか、責任を持って行わなければならないと強く思いを持った。

## 多様な学びを語る

### 不登校特例校 岐阜市立草潤中学校

開校除幕式スピーチより  
「義務ではなく学習権」



義務教育という言葉を勘違いしている。子どもたちにあるのは「義務」ではなく「学習権」で、子どもたちが学びたいと言ったときに学ぶ方法すべてを提供しなければならないのが大人の義務であり、使命。  
(京都大学総合博物館准教授 塩瀬隆之氏)

### フリースクール 東京シューレ

理事長の言葉より  
「足に合う靴を用意する」



子どもと学びの環境を靴に例えると、靴に合わない足をしかるのではなく、足に合う靴を用意、オーダーメイドをする必要がある。  
(奥地圭子理事長)



## 【令和3年第2回定例会】

### ～議会質問～

録画映像はこちらから▶



## コロナ・子ども

**質問** コロナ禍で、子どもたちを取り巻く生活が大きく変化し心の健康への影響を懸念する。国立成育医療研究センターの調査では、小学4年生～6年生の子ども約7人に1人、中学生は4人に1人、高校生では約3人に1人が中等度以上のうつ症状を抱えていることを公表している。本市において、いじめ問題等による自死事案等を踏まえても、児童生徒のSOSを受け止める対応が適切だったとは言えない状況がある。子供のSOSを受け止める学校現場での取組について伺う。

**市長** 学校では、児童生徒のSOSを教職員が感知、校内、保護者と情報共有して組織的な対応を図り、スクールカウンセラーや心のケア支援チームに加え、教職員の研修を重ね対応力の強化に取り組んでいる。

**質問** 世界保健機関WHOは【コロナ禍で親として子どものためにできること6カ条】「子どもと1対1の時間をつくる」「親が前向きに物事をきちんと伝える」「新しいルーティンをつくる」「子どもが“悪い子”になったときには一呼吸置く」「落ち着いて、ストレスと向き合う」「新型コロナウイルス感染症について、正確な情報を話す」「短時間でも子どもと一緒に遊ぶ時間をつくること」を奨励。本市でも推進すべき。

**市長** 保護者の皆様や関係する大人たちが子供の声にしっかりと耳を傾け、健やかな成長に寄り添う時が持てるよう取り組む。

## 不登校

**質問** 本市として中学生の不登校の割合が全国で2番目に多く、この実態をどのように受け止めているのか。

更に、本市の不登校児童生徒1877人の中で、一カ月以上学校との連携が取れていない児童生徒が212人と11%となっている。

子どもたちの居場所の確保はされているか。市長は多様な学びの場の選択肢につながる施策を実現できる立場を市民から託されているのではないかと。一人ひとりに応じた学びの場の選択肢の拡充への市長の決断を伺う。

**市長** 不登校は喫緊の課題。会えない児童生徒は主に自宅で過ごしており、家庭訪問や電話で保護者と相談しICT等を活用した学習支援も開始した。

虐待が疑われる場合には児童相談所と対応。スクールソーシャルワーカーの派遣や適応指導センターの相談員が家庭訪問を行い、児童生徒や保護者に寄り添った教育相談等の支援を進めている。不登校児童生徒の学びの場の選択肢がより広がるよう取組を検討する。

# 児童虐待

**質問** 子どもの虐待が深刻化。警察庁は昨年、虐待件数が全国で初めて10万人を越し10万6991人と前年よりも8769人増加したとし、検挙した児童虐待の事件は2133件、被害者は2172人といずれも過去最多となり、61人の子どもの命が失われたことを公表している。仙台市児童相談所が令和2年度に対応した虐待相談件数は1253件で、令和元年度の1102件と比較して151件の増加。

外出自粛が広がる中、家庭内での虐待が潜在化し、子どもの異変に気付きにくい状況。本市では児童福祉司を増員し、現役の警察官2名が派遣され連携が強化されたが更なる虐待対応策を伺う。

**市長** 令和2年度心理的虐待が705件と、前年度から95件の増。身体的虐待も前年度から61件増加して364件。職場内でのスーパーバイズ体制の強化等、警察との連携もさらに強化する。

**質問** 厚生労働省では「保育所等における要支援児童等対応推進事業」を開始し、保育所等と連携して養育困難や虐待等緊急度の高いケースの対応事業を提案している。本市も検討すべき。

**答弁** 関係事業者との意見交換を行い支援体制の充実に取り組む。

## ・コミュニティ・スクール・

**質問** 令和5年4月までに、すべての市立学校等において、仙台版コミュニティ・スクールを導入することを掲げており現在は18校の導入状況だが効果的な推進を求める。

**答弁** 学校運営協議会委員がコミュニティ・スクールの具体的なイメージを持てるように取り組むことが重要。

地域住民と保護者の参画により効果が認められた取組等好ましい事例を紹介するなど、実践に携わった方のご協力を得て推進する。

## ・医療的ケア児・

**質問** 特別支援保育の医療的ケア児の受入れについては、これまで導尿と経管栄養から始まり、インシュリン投与、血糖値測定、喀痰吸引に拡大しているが、申込時期も年に一度とまだ十分とは言えない状態が続いている。更に拡充を検討すべき。

**答弁** 今後、特別支援保育審議委員会の開催回数の拡充の検討を行い、居宅訪問型保育事業に関する事業者との協議を行い特別支援保育の充実に向けて取り組む。

## 令和元年度 | 1000人あたりの不登校児童生徒数 | ワースト3

### ■都道府県(小中学校)

宮城県…24人 沖縄県…22.7人 高知県…22.4人

### ■政令指定都市

<小学校>横浜市…11.7人 静岡市…11.4人 浜松市…11.3人 (仙台市は9.6人)

<中学校>大阪市…60.9人 仙台市…55.9人 静岡市…54.8人



## フリースクールとは？ 個人や民間が運営する居場所

小中学生が学校以外で友達と交流したり、学んだりできる居場所のこと。  
公的な機関ではなく、個人や民間、NPO法人などが設置、運営しているもので、主に不登校の子や学習に困難がある児童生徒を受け入れている。



## 不登校特例校とは？ 特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校

不登校児童生徒の実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校のこと。平成17年7月から文部科学大臣の指定により行うことが可能となっている。

# 不登校児童生徒の支援に関する全国調査

### フリースクール施設数

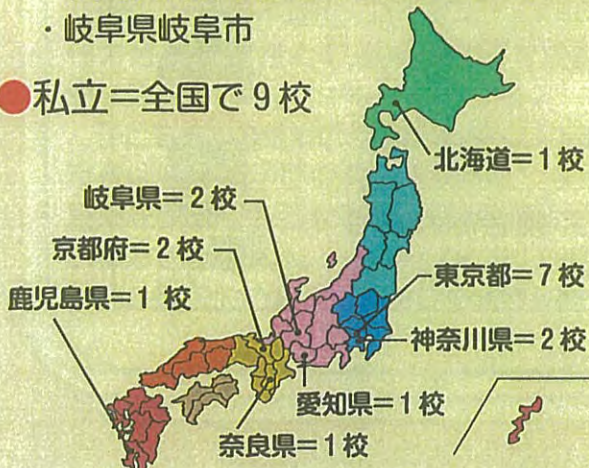
- 都道府県 (28都道府県が回答)  
最多は広島県=89箇所  
宮城県52箇所 愛知県47箇所
- 政令指定都市 (20市中11市が回答)  
最多は仙台市、札幌市=17箇所  
横浜市・神戸市=16箇所



### 不登校特例校設置状況

- 公立=全国で8校
  - ・京都市(2校)
  - ・東京都大田区、調布市、八王子市、福生市(ふっさし)
  - ・奈良県大和郡山市(やまとこおりやまし)
  - ・岐阜県岐阜市

### ● 私立=全国で9校



### フリースクールへの支援状況

- 条件を満たすフリースクールに対して、対象となる経費を予算内で補助 (47都道府県中7件、政令指定都市20市中1件)  
茨城県、福井県、三重県、京都府、鳥取県、愛媛県、福岡県、札幌市
- 不登校児童生徒のフリースクール利用者への支援 (47都道府県中4件、政令指定都市20市中2件)
  - ・茨城県(利用者への授業料の補助等につながる支援)
  - ・栃木県( // )
  - ・鳥取県( // )
  - ・愛媛県( // )
  - ・千葉市(要保護家庭、準要保護家庭への通所費用補助)
  - ・川崎市(通級にかかる交通費について実回数分実費補助と宿泊を伴う行事の活動費支給)

### その他の支援

- 学校内の居場所づくり
- 加配教員や地域人材の設置
- スペシャルサポートルームの設置 ……等

